

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 9 | 児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県長井市長

公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 児童手当の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 児童手当法に基づき、認定請求等の受理及び審査、決定、手当の支給を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当認定請求の受理、審査②現況届の受理、審査③未支払の児童手当の請求の受理、審査④官公署等に対する必要な資料の提供等の求め |
| ③システムの名称 | 1 児童手当システム 2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ) 3 中間サーバ 4 サービス検索・電子申請機能 5 申請管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 児童手当個人情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当」が含まれる項(42、125、141、161の項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「児童手当」が含まれる項(106、107の項) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 子育て推進課 |
| ②所属長の役職名 | 子育て推進課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL0238-84-2111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市子育て推進課 TEL0238-82-8014 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| 適用した理由 | []適用した |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|---------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、次の局面で特定個人情報の取扱に関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 |

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[特に力を入れて行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

児童手当システムへのアクセスが可能な職員は、指紋とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログの記録も行う等対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------|--|---|------|-----------|
| 平成28年4月1日 | I .5.②所属長 | 子育て推進課長 松木 満 | 子育て推進課長 金子 剛 | 事後 | 人事異動 |
| 平成30年4月1日 | I .5.②所属長 | 子育て推進課長 金子 剛 | 子育て推進課長 梅津義徳 | 事後 | 人事異動 |
| 平成31年4月1日 | I .5.②所属長 | 子育て推進課長 梅津義徳 | 子育て推進課長 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV. リスク対策 | 無 | 項目の追加 | 事後 | |
| 令和2年6月17日 | II.1対象人数(いつ時点の計 数か) | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年6月17日 | II.2取扱人数(いつ時点の計 数か) | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年6月1日 | I .7請求先 | 〒993-8601 山形県長井市ままの上5番1号 長井市総務課 Tel.0238-84-2111 | 〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井 市総務課 Tel.0238-84-2111 | 事後 | |
| 令和3年6月1日 | I .8連絡先 | 〒993-8601 山形県長井市ままの上5番1号 長井市子育て推進課 Tel.0238-87-0687 | 〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井 市子育て推進課 Tel.0238-82-8014 | 事後 | |
| 令和3年6月1日 | II.1対象人数(いつ時点の計 数か) | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年6月1日 | II.2取扱人数(いつ時点の計 数か) | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | I .4. ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | II.1対象人数(いつ時点の計 数か) | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | II.2取扱人数(いつ時点の計 数か) | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年3月1日 | I .1. ③システムの名称 | 1 児童手当システム 2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネク タ) 3 中間サーバ | 1 児童手当システム 2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネク タ) 3 中間サーバ 4 サービス検索・電子申請機能 5 申請管理システム | 事後 | |
| 令和5年4月1日 | II.1対象人数(いつ時点の計 数か) | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年4月1日 | II.2取扱人数(いつ時点の計 数か) | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年4月1日 | II.1対象人数(いつ時点の計 数か) | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年4月1日 | II.2取扱人数(いつ時点の計 数か) | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年10月1日 | I .1. ②事務の概要 | ③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求 の受理、審査 | ③未支払の児童手当の請求の受理、審査 | 事後 | |
| 令和7年10月1日 | I .3. 法令上の根拠 | 1 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号に利用等に関する法律(番号法)(平 成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表 第一の56の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第44条 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表の 81の項 | 事後 | |
| 令和7年10月1日 | I .4. ②法令上の根拠 | 1 番号法第19条第8号、別表第二の26、30、 74、75、87の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第19条、第40条、第44条 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項の うち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当」 が含まれる項(42、125、141、161の項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項の うち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「児童手 当」が含まれる項(106、107の項) | 事後 | |
| 令和7年10月1日 | II.1対象人数(いつ時点の計 数か) | 令和6年4月1日 時点 | 令和7年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年10月1日 | II.2取扱人数(いつ時点の計 数か) | 令和6年4月1日 時点 | 令和7年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年10月1日 | IV. リスク対策 8,11 | 無 | 新様式への移行に伴う記載 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |